



マイナ保険証はいらない！ 健康保険証を使い続けよう！

不安の払拭がされないまま、2024年12月健康保険証発行終了！？

健康保険証の廃止は不安の払拭が前提と語っていた岸田首相は、2023年12月12日のマイナンバー情報開示の結果を受けて、健康保険証の発行を来年秋に終了しマイナ保険証に一本化する意向を表明しました。そして政府は健康保険証の発行を2024年12月1日に終了する政令を、2023年12月22日に決定しました。

しかし、不安はまったく払拭されていません。誤ってマイナンバーをひも付けた健康保険資格は8,695件、障害者手帳や各種医療費助成、公金受取口座などを合わせると総点数で1万5千件以上の誤りが見つかり、その後も点数が増えています。医療現場では高齢者の対象ではない保険資格が正しく表示されないとか照会カードリーダーのエラーなどが頻り、窓口で10割支払う事案も起きています。各種世論調査でも廃止反対が過半数です。100を超える地方自治体議会でも、健康保険証の廃止に反対する意見書が採択されました。医療機関の窓口でマイナ保険証の利用率は低下しつづけ、2023年12月にはわずか4.29%に。みんな健康保険証を使っています。



マイナ保険証が使われなければ、健康保険証の廃止はできません。

申請せずに「資格確認書」が交付されるのは、当分の間だけ

2023年6月の健康保険法等の改正で、有効期間1年以内の「資格確認書」が新設されました。マイナ保険証を利用できない状況にある人に限定して、2024年秋以降に申請により交付するとしています。その趣意は2023年8月に健康保険証廃止反対の世論が押されて、マイナ保険証がない人には申請をしなくても交付し有効期間は5年以内にするので大丈夫と宣伝しています。しかしそれは法律で「当分の間」と決まっています。いずれはマイナ保険証の申請が困難な人が、保険料を払っていても保険診療を受けられなくなるおそれがあります。

資格確認書では申請不要の健康保険証の代わりにはなりません。厚労省は資格確認書を発行するシステム改善などで367億円、マイナ保険証利用を勧めた医療機関への支援金として217億円などの平成5年度補正予算を組んでいます。健康保険証の発行を続けなければならないお金です。

患者のプライバシーを侵害するオンライン資格確認等システム

マイナンバーカードに健康保険証を一体化したマイナ保険証は、医療機関窓口でマイナ保険証をカードリーダーにかざすことで「オンライン資格確認等システム」に医療保険の資格情報を照会する仕組みです。健康保険証廃止反対の声を聴いて強引にマイナ保険証を進めるのは、このオンライン資格確認等システムを拡充して「全国医療情報プラットフォーム」をつくるためです。

このプラットフォームは医療機関のカルテ情報、介護情報、健診情報など、経路中から高齢まで個人の健康情報を一元的に管理して、医療機関や介護機関、行政自治体、さらにはヘルス産業など民間事業者で共有・交換して利用するものです。政府はより良い医療のためと説明していますが、医療・健康産業を成長産業として育成したり、健康は自己責任だと私たちを誘導（行動変容）することが目的です。医師には守秘義務があり、医療・健康情報は要配慮個人情報で、本人の同意なしに提供はできません。しかし人に知られたいくないセンシティブな健康情報の共有を、市民は自分でコントロールできずプライバシーが侵害されます。

2024.3.16 共通番号いらないネット

マイナ保険証にどう立ち向かうか？ －マイナ保険証の状況と政府の普及策－

[1]低迷続くマイナ保険証の利用状況

[2]政府のマイナ保険証利用普及策

[3]マイナ保険証の登録解除が10月から可能に



健康保険証廃止方針をめぐる「攻防」を振り返る

▼2022年10月12日河野デジタル大臣記者会見

2024年秋健康保険証廃止表明 ⇔ マイナンバーカード所持は「義務」か？

↑
同床異夢？ { 岸田首相＝看板政策としてのデジタル田園国家構想の推進(デジタル社会のパスポート)
デジタル庁(総務省)＝2023年3月末マイナンバーカード全住民所持方針の達成
厚労省＝オンライン資格確認等システムを基礎とした医療DXの推進(全国医療情報プラットフォーム)

▼2023年3月～6月健康保険法等改正国会審議

3月下旬からマイナンバー制度にかかわるトラブル続発 ⇒ 12月12日総点検終了表明

▼2023年5月～ 医療・介護現場からの告発

2023年5月17日 参議院地デジ特別委参考人質疑 (中央大学国際情報学部石井夏生利教授、
全国保険医団体連合会竹田智雄副会長、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会家平悟事務局長)

保団連(全国保険医団体連合会)や各地の保険医協会による実証的なトラブル調査からの指摘

⇔ 福祉施設・支援団体向けマニュアル(2023/8策定、12/12改訂)、顔認証マイナカード(2023/12/15開始)

▼オンライン資格確認等システム「義務化」に対する裁判 (<https://www.hokeni.org/docs/2023030100012/>)

2023年2月22日提訴、①4/21②6/29③9/12④12/7⑤2/29、原告は東京保険医協会中心に保険医1415人

2023年4月施行の省令(療養担当規則)による原則義務化は違憲違法(健康保険法による委任範囲を逸脱)

▼2024年1月～

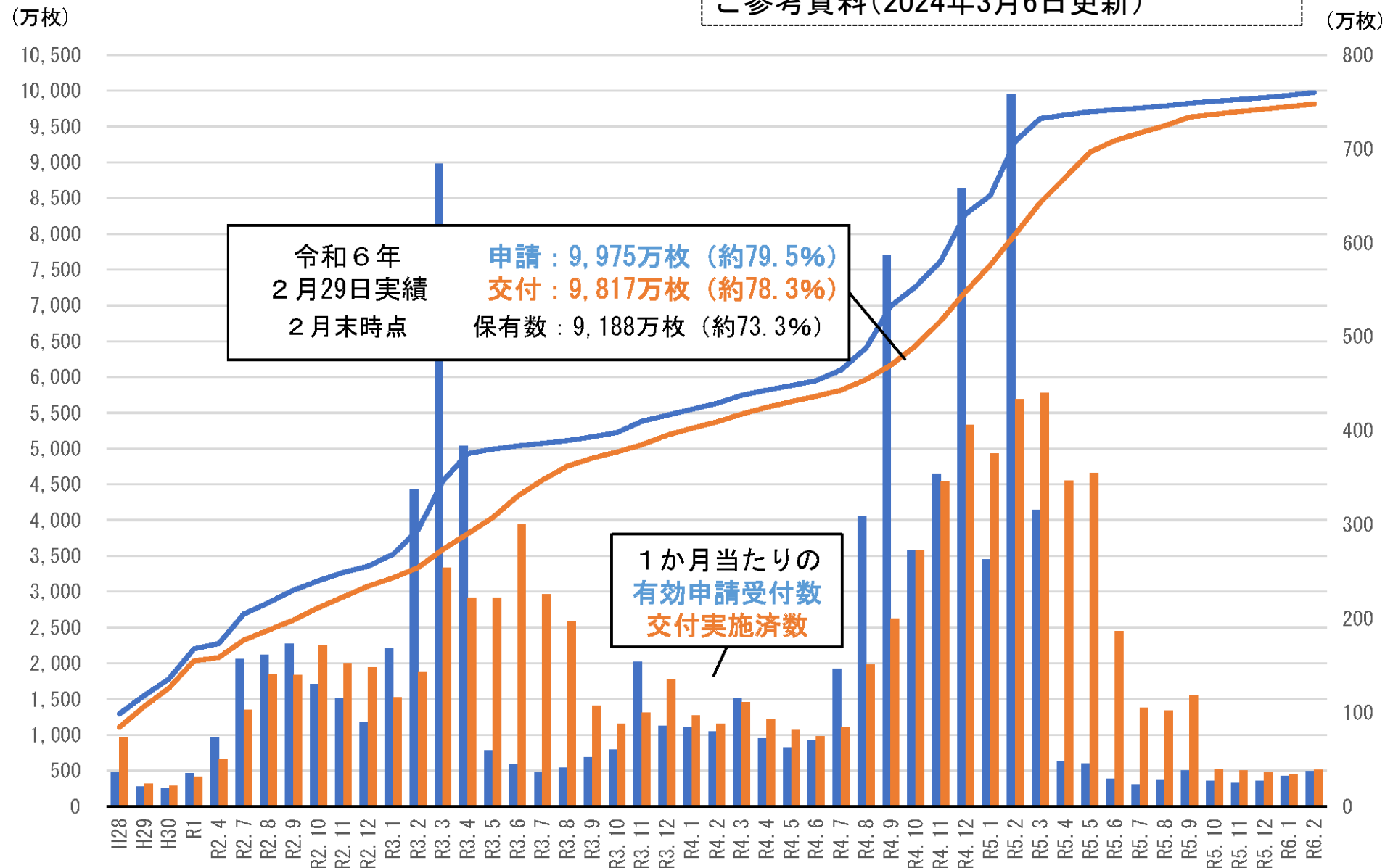
低迷するマイナ保険証利用率の向上が焦点に

⇔ 市民・患者からの取り組みが重要に(マイナ保険証を利用しない/利用登録を解除する)

マイナンバーカードの申請・交付状況

デジタル庁 自治体向けマイナンバーカード
ご参考資料(2024年3月6日更新)

累計有効申請受付・交付実施済数



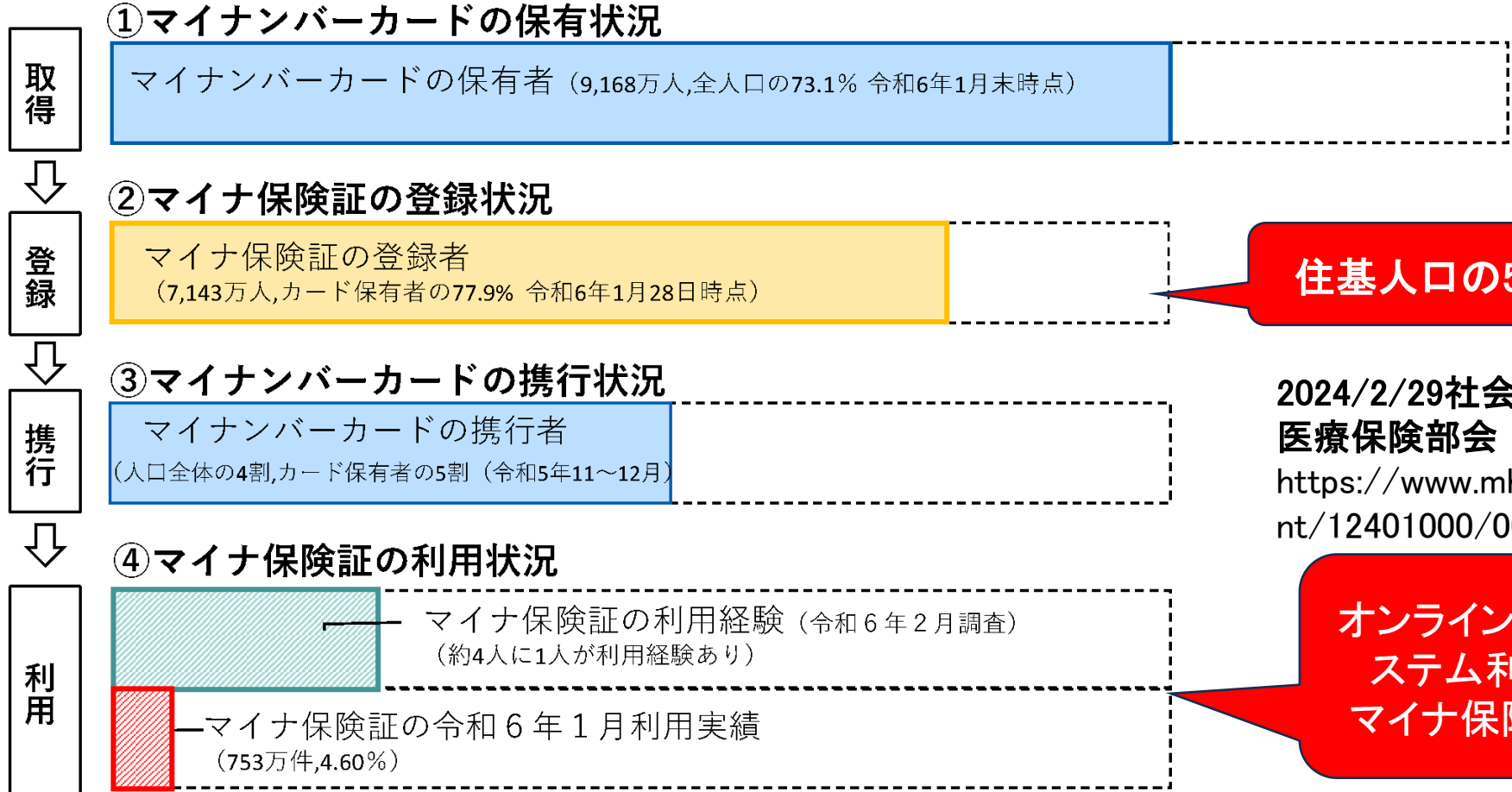
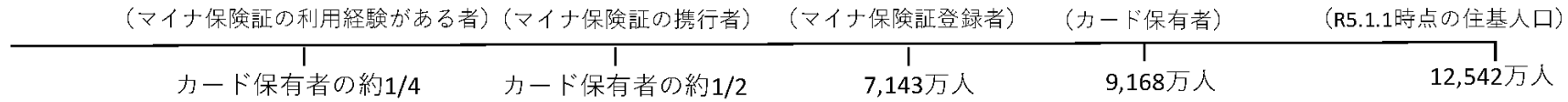
(H28~R1は年度当たりの平均値)

*保有数：現に保有されているカードの枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの）

1か月当たりの有効申請受付・交付実施済数

[1] 政府は利用率向上を保険証廃止の最重要の課題に

マイナ保険証の利用等に関する現状

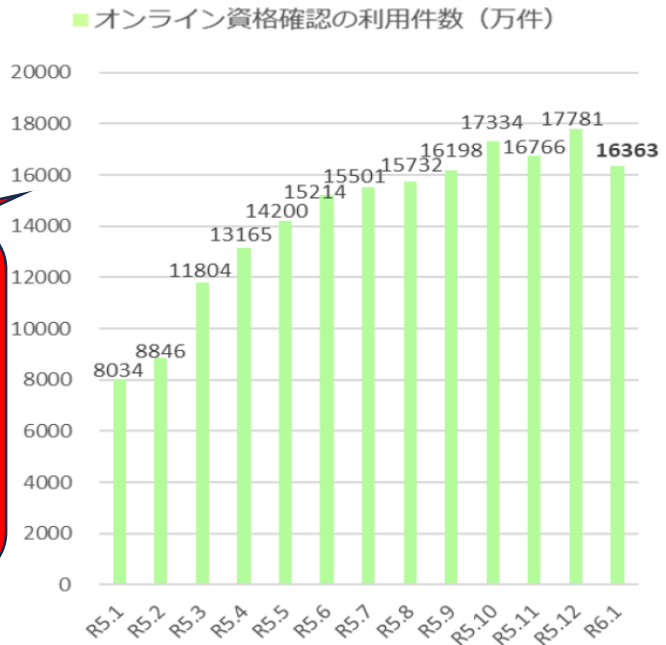


住基人口の56.9%

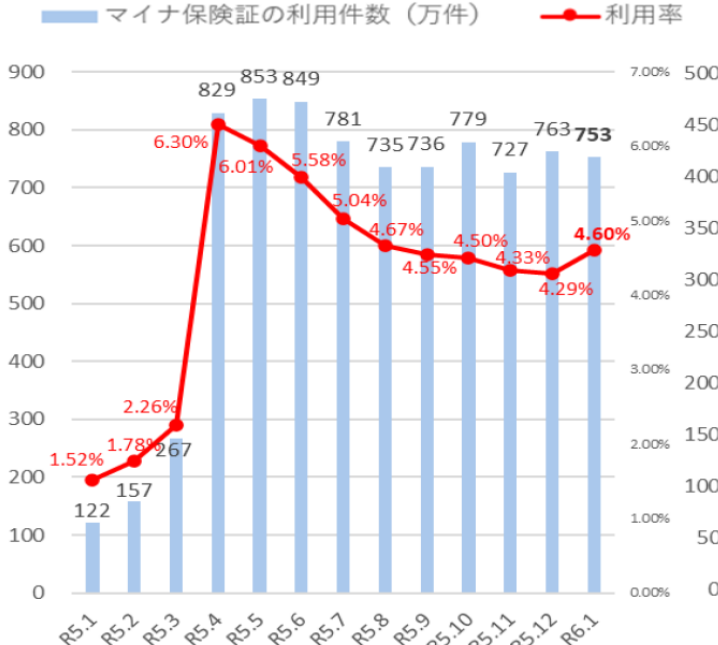
2024/2/29 社会保障審議会
医療保険部会 資料1
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001217026.pdf>

オンライン資格確認等システム利用の中でのマイナ保険証の利用率

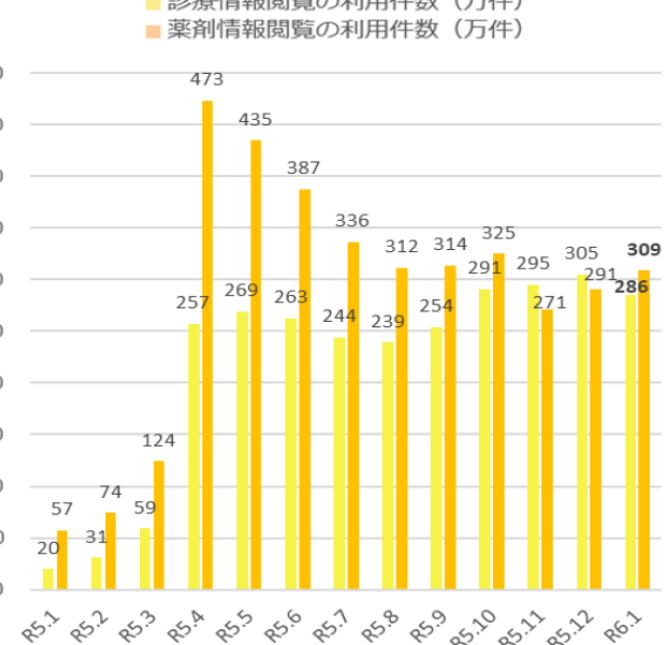
2023春を
ピークに
減少する
利用



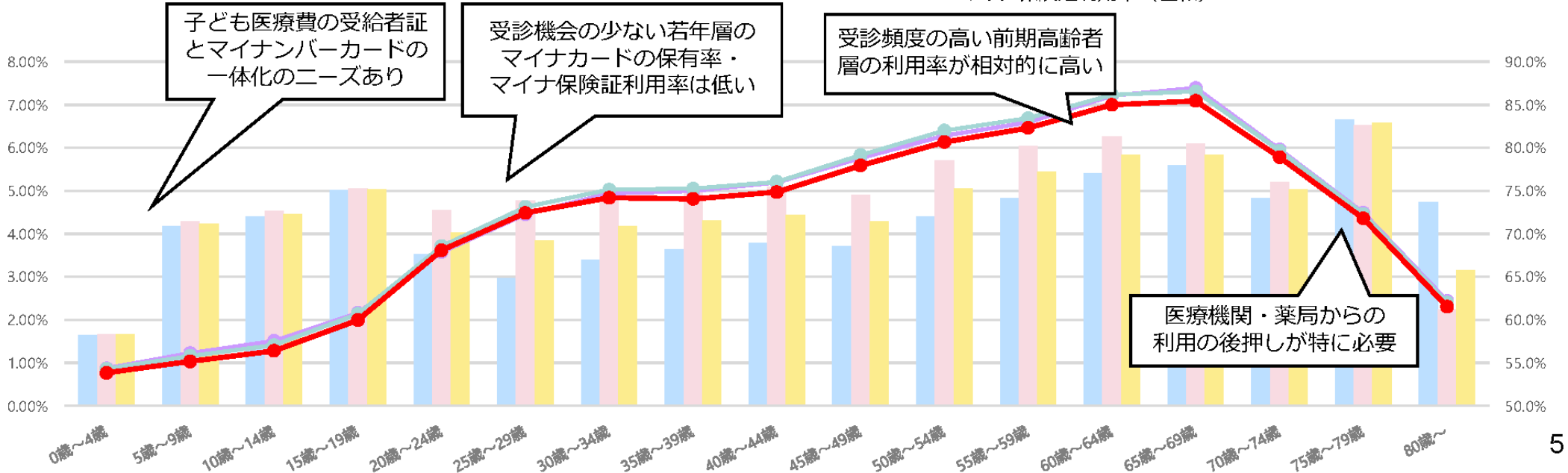
※2月分は16791万件



※2月分は838万件 4.99%



2024/2/15
厚労省医師会
共催セミナー
資料2
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/01210985.pdf>



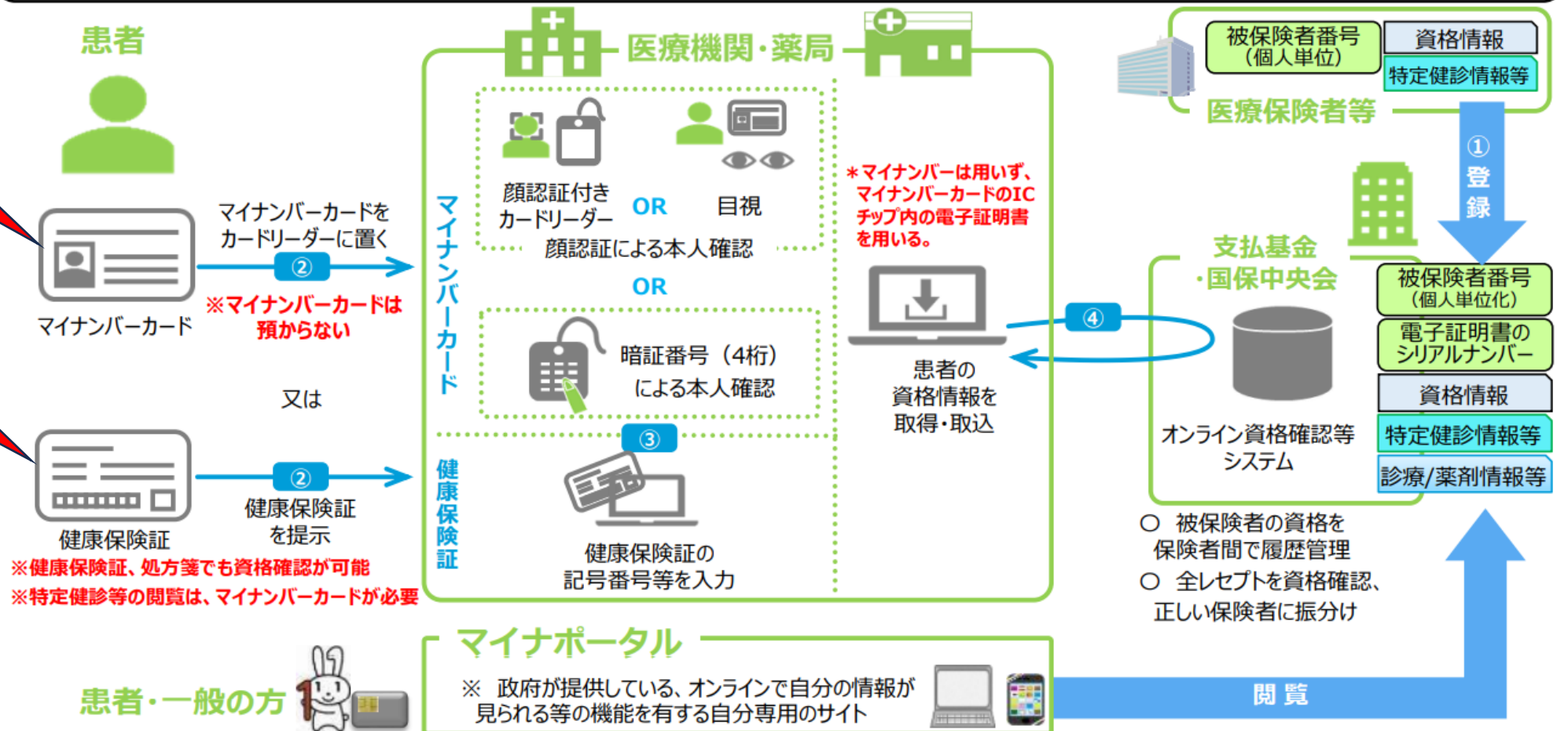
オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

厚労省サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

- オンライン資格確認等システムの導入により、
 - ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
 - ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。

利用率
4.6%

利用率
95.4%



[2]厚労省：マイナ保険証が普及しない要因分析と対策

普及しない要因

- ◆ 窓口で「保険証お持ちですか？」と聞いている
- ◆ 医療機関のHPでマイナカードの持参を案内していない
- ◆ 診察券との一体化や会計システムとの連携の改修費用等のコスト

対策

医療機関・薬局

- ◆ **利用率目標の設定・インセンティブ等**
 - 1月からの利用率増加に応じた支援金
 - 診察券との一体化等への補助金
 - R6改定で、利用実績に応じた評価を検討中
 - 国所管（設定済）、その他（目標設定に向け利用率実績を通知）
 - 専用レーン・説明員の配置
- ◆ **窓口対応の見直し**
 - 窓口での声かけを「マイナンバーカード（マイナ保険証）、お持ちですか」へ
 - HPの外来予約等のページでマイナンバーカードの持参を案内するよう要請
 - チラシ、ポスター等の院内配布・掲示等
- ◆ **利用できなかった事例への対応**
 - コールセンターへの情報提供に基づき地方厚生局から事実調査等

2月から診療報酬請求時に取組状況をアンケート調査

保険者・被保険者

- ◆ 特に若年層で、マイナカードの持参・携行習慣がない
- ◆ 別人への紐付け問題などトラブルへの不安
- ◆ 保険証廃止の現実感がない

- ◆ **保険者による被保険者への働きかけ**
 - 利用率の目標設定・インセンティブ交付金等での実績評価
 - 動画広告の集中展開・全国家公務員への利用の呼びかけ
 - メール送信等を通じた被保険者への利用勧奨
- ◆ **こども医療費などの受給者証の一体化の取組促進**
 - R5補正予算を活用し、約400自治体、約5万医療機関等を目指す
- ◆ **マイナ保険証全国デモ体験会・テレビCM等による広報（2月～）**
 - 月10回程度の頻度で、全国の商業施設など約100カ所での開催を予定
 - CM、デジタル広告等で医療にも活用「 できます」などのキャッチでPR

全保険者での実施状況を2月末までに調査

2024/1/19
社会保障
審議会
医療保険
部会資料1

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001193993.pdf>

医療機関に利用促進の患者への働きかけを求めている

- 現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。

 医療機関・薬局の皆様におかれては、以下の取組などにより、マイナ保険証への移行に向けた準備を進めていただくよう、お願いいたします。

- ① 窓口に来た患者の方々に対して、「保険証をお持ちですか。」ではなく、「マイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちですか。」とお声をかけていただく
- ② マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレットなどによる周知、健康保険証の利用申込みに関する掲示等による案内
- ③ 各医療機関等のHPの外来予約・入院手続きのページにおいて、持参するものとして「保険証」のみを案内している事例がみられるが、「マイナンバーカード」をご案内いただく
- ④ 利用率の目標設定、担当者の配置やマイナ保険証利用者のための専用レーンの設定
- ⑤ カードリーダーの操作に慣れない患者へのご説明(支援金による支援)(→2-2参照)
- ⑥ 診察券・子ども医療費助成などの受給者証のマイナンバーカードへの一体化(→4-2参照)

★ 窓口対応やHPの記載の見直しを取組を進めるにあたっては、「利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト」(20ページ)をご活用ください！

医療機関に求めているチェックリスト

各施設の窓口・受付での対応やホームページ等のご案内の見直しについて、以下のチェックリストをご活用いただき、取組をお願いいたします。

利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト

(その1 窓口・受付対応編)

<p>① 窓口での声掛け（「マイナンバーカードをお持ちですか。」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受付の際、これまでの「健康保険証をお持ちですか」に替えて、まず「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>」の利用をお声かけください。 ● 持参されていない方には、「ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください」とお伝えください。 	□
<p>② チラシ・ポスター等の院内配布・掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用いただくためには、<u>目に見えるところにポスター等が掲示されていることが重要</u>です。 ● また、マイナ保険証を利用すれば、<u>医療費（20円）が節約</u>されます。院内掲示等によってご案内ください。 	□
<p>③ 健康保険証の利用申込みに関するご案内</p> <p>マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口のカードリーダーで健康保険証の利用申込みが可能です。院内の掲示等により、ご案内をお願いいたします。</p>	□
<p>④ 担当者の配置や専用レーンの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード(マイナ保険証)を初めて利用される際には戸惑われる方もおられます。 ● ご案内担当者を取組の最初の時期に配置することや、専用レーンの設置などによって利用増につながっている例もあり、積極的なご検討をお願いします。 	□

(その2 ホームページ等のご案内見直し編)

※ いずれの項目についても、具体的な記載例は参考資料のP3に掲載しています。ぜひご活用ください。

<p>① 「受診の際持参するもの」に「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>」も記載</p> <p>医療機関のHPやリーフレットなどに、「受診の際に持ってくるもの」として、「健康保険証」のみを記載している場合、「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>または<u>健康保険証</u>」に修正をお願いいたします。</p>	□
<p>② <u>マイナ保険証での受診では「限度額適用認定証」が不要であることを明記</u></p> <p>医療機関のHPやリーフレットに、マイナ保険証で受診する場合は「<u>限度額適用認定証</u>」が不要であることを明記していただくようお願いいたします。</p>	□

2024/2/15厚労省医師会共催セミナー資料2

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001210985.pdf>

利用促進策を実施しているか医療機関を調査

- 2月の診療報酬のオンライン請求時に、オンライン請求を実施している全施設（約17万施設）に対し、マイナ保険証利用促進の取組状況についてアンケート調査。
- 調査対象施設の約4割が窓口で「マイナンバーカードお持ちですか」などの声かけを、6割超がマイナ保険証のポスターの掲示等を行っていると回答。
- 一方、ホームページでの案内等でのマイナンバーカード対応については未実施との回答が多く、約2割の施設では、マイナ保険証の利用促進に関する取組を実施していない。

アンケートに
答えないと
診療報酬請
求できない
画面展開

2024/2/29
社会保障
審議会
医療保険
部会資料1

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001217026.pdf>

	1:受付窓口での声かけを「保険証、見てください」から「マイナンバーカードお持ちですか」などに切换え		2:マイナ保険証のチラシ・ポスターの配布・掲示		3:ホームページの外来案内や院内の掲示等に「マイナンバーカード」の持参について記載		4:ホームページの外来・入院案内にマイナンバーカードを持参すれば限度額認定証が不要となることを記載		5:1～4の取組は行っていない		オンライン請求施設数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
病院	2,796	35.29%	5,570	70.30%	2,007	25.33%	777	9.81%	1,103	13.92%	7,923
医科診療所	25,684	35.95%	42,165	59.02%	12,894	18.05%	2,749	3.85%	14,552	20.37%	71,446
歯科診療所	16,466	49.23%	17,670	52.83%	4,655	13.92%	1,494	4.47%	6,279	18.77%	33,446
薬局	24,309	42.57%	40,426	70.80%	8,974	15.72%	3,297	5.77%	6,756	11.83%	57,097
総計	69,255	40.76%	105,831	62.29%	28,530	16.79%	8,317	4.89%	28,690	16.89%	169,912

医療機関にマイナ保険証利用セールスの「報奨金」

○ 医療現場において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図る。そのインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証の利用率の増加に応じて、医療機関等に利用件数分の支援をする。

1. 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援（案）

令和5年度
補正予算
217億円

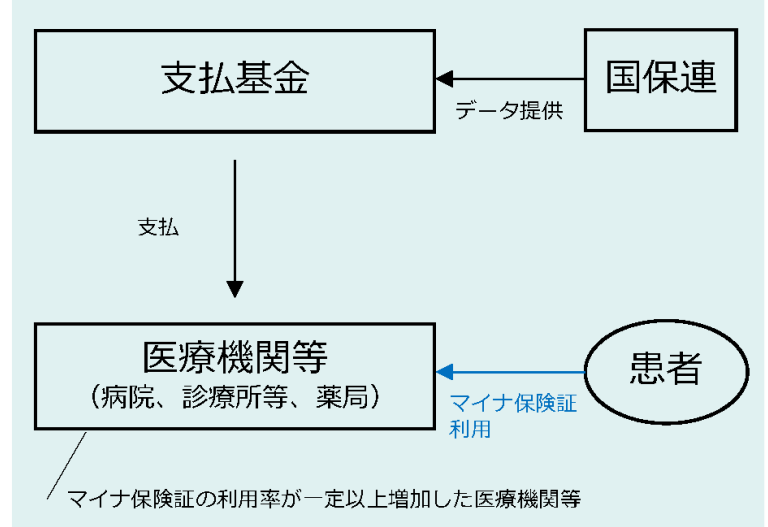
- ・概要：マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）が一定以上増加した医療機関等に対して、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援
- ・取組期間：2024（R6）年1月～11月（前半：2024（R6）年1～5月、後半：2024（R6）年6～11月）
- ・支援内容：マイナ保険証利用件数が少ない医療機関の底上げが目的。期間中のマイナ保険証利用率が2023（R5）年10月の利用率との比較で増加した医療機関等に対する支援。前半（2024（R6）年1～5月）と後半（2024（R6）年6～11月）それぞれの平均利用率・総利用件数に応じて支援額を決定。
- ・事務の概要：支払基金において、前半、後半の期間ごとに、医療機関の期間中の平均利用率と2023年10月の利用率を踏まえ支払い。（年2回、医療機関からの申請は不要）

2024/1/19
社会保障審
議会医療保
険部会
資料1

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001193993.pdf>

2023.10の利用率からの増加量	対象期間(2024.1～5) 支援額	対象期間(2024.6～11) 支援額
5 %pt以上	20円/件	-
10 %pt以上	40円/件	40円/件
20 %pt以上	60円/件	60円/件
30 %pt以上	80円/件	80円/件
40 %pt以上	100円/件	100円/件
50 %pt以上	120円/件	120円/件

<事務の概要>



マイナ保険証で増える患者の窓口支払い額

・マイナンバーカードを**常時携帯する者が約4割**となっている現状を踏まえると、**医療現場における利用勧奨が重要。**

《現行》

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】
マイナンバーカードや問診票を利用し、
「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

＜初診＞

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

《見直しイメージ》

R6.6

R6.12

【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

＜初診＞

- ・マイナ保険証利用なし 3点
- ・マイナ保険証利用あり 1点

＜再診＞

- ・マイナ保険証利用なし 2点
- ・マイナ保険証利用あり 1点

※答申書付帯意見
令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

利用率増加に応じた支援金

【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「**医療DX推進体制**」を評価

＜初診＞ 8点（歯科6点、調剤4点）

施設要件（例）

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で使用できる体制【R6.6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6～】
- ③**マイナ保険証利用実績が一定程度（●%）以上**であること【R6.10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制（薬局は受け付ける体制）【R7.4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10～】

2024/2/15
厚労省医師会
共催セミナー
資料2
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001210985.pdf>



医療保険者・事業者に求めている利用促進の取組

13

※医療保険者＝健保組合、協会けんぽ、共済組合、国保など

【保険者による取組】

- ① マイナ保険証の**利用率の目標設定**（2月中目途）⇒実績を**保険者インセンティブ制度・業績評価等で評価**
- ② マイナ保険証への**意識転換を促す統一的なメッセージの動画広告**を作成し、**集中的に動画広報を展開**
- ③ 医療機関等にマイナ保険証をご持参いただけるよう、ア～エにより**メリット周知・利用の促進を進め**、その実施状況について、**全保険者に2月末までに調査**
 - ア 加入者に向けたメール送信やチラシ配布等による利用勧奨
※ 各府省共済組合についてはメールによる呼びかけ（各共済本部長（事務次官等）によるメール勧奨）
 - イ 限度額適用認定証の取得申請に係るホームページ等のご案内・認定証申請書様式・認定証送付時の同封書類の見直し（マイナ保険証を利用すれば限度額認定証が不要となる旨の記載）
 - ウ 保健事業実施時における利用勧奨
 - エ ホームページや利用の手引きを通じた利用勧奨
- ④ **国保直営診療施設**におけるマイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）
※ 併せて、**マイナ保険証の専用レーン設定等の費用を財政支援**

2024/2/29社会保障審議会
医療保険部会資料1

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001217026.pdf>

【事業者を通じた取組】

- ① **健康経営優良法人認定制度**における認定等の際の調査項目に追加（経済産業省）
※ マイナ保険証利用促進・PHR活用推進の取組状況を調査
- ② **厚生労働省・経済産業省・経済団体等のイベント・会合**で、事業主・医療保険者に利用促進を呼びかけ

保険者・事業者

【協力依頼例】●保険者宛「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力のお願いについて」(厚労省保険局長R6/1/24)
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240130S0010.pdf>

●日本医師会宛「マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な対応の協力依頼について」(厚労省保険局長R6/1/30)
http://www.toyama.med.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/02/oshirase_iryokikan_2023sys_1978.pdf

●日本薬剤師会宛「マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な対応の協力依頼について」(厚労省保険局長R6/1/30)
<https://saiyaku.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/02/240205gyo413.pdf>

26

保険者（国家公務員共済）に対する利用促進の調査

マイナ保険証の利用状況（国共済組合の利用状況）

11月利用実績

※ 登録率（加入者におけるマイナンバーカードを健康保険証として登録している割合）＝保険証登録者数／加入者数
 ※ マイナ利用割合（オンライン資格確認を利用した件数のうち、マイナ保険証を利用している割合）＝マイナ利用件数／オンライン資格確認の利用件数

	加入者数	登録者数	登録率	マイナ利用件数	オンライン利用件数	マイナ利用率
内閣共済組合	32135	19677	61.2%	2079	40622	5.12%
（内閣共済組合人事院支部）	1109	669	60.3%	76	1265	6.01%
（内閣共済組合内閣府本府支部）	11703	7578	64.8%	847	15101	5.61%
（内閣共済組合宮内庁支部）	2195	1277	58.2%	94	2570	3.66%
（内閣共済組合公正取引委員会支部）	1716	968	56.4%	110	2432	4.52%
（内閣共済組合金融庁支部）	3175	1898	59.8%	161	4034	3.99%
（内閣共済組合こども家庭庁支部）	838	539	64.3%	37	969	3.82%
（内閣共済組合環境省支部）	9100	5584	61.4%	664	11666	5.69%
総務省共済組合	12989	8586	66.1%	1059	16906	6.26%
（総務省共済組合本省支部）	10911	7396	67.8%	926	14137	6.55%
法務省共済組合	159416	97789	61.3%	9241	206429	4.48%
（法務省共済組合法務本省支部）	2931	1753	59.8%	113	3405	3.32%
外務省共済組合	12876	5397	41.9%	383	10172	3.77%
財務省共済組合	153765	104602	68.0%	11185	200702	5.57%
（財務省共済組合財務省財務本省支部）	4224	2773	65.6%	302	5376	5.62%
文部科学省共済組合	375738	222619	59.2%	22031	468058	4.71%
（文部科学省共済組合文部科学省支部）	5041	2994	59.4%	275	6398	4.30%
厚生労働省（第一）共済組合	94892	66106	69.7%	8018	134045	5.98%
（厚生労働省共済組合厚生労働本省支部）	9428	7314	77.6%	989	11786	8.39%
厚生労働省第二共済組合	138502	86048	62.1%	6350	160484	3.96%
農林水産省共済組合	59970	36803	61.4%	4144	76011	5.45%
（農林水産省共済組合）	46921	28857	61.5%	3285	59466	5.52%
経済産業省共済組合	28932	17336	59.9%	1873	36398	5.15%
（経済産業省共済組合本部）	19842	11870	59.8%	1168	26169	4.46%
国土交通省共済組合	134763	82621	61.3%	7307	166436	4.39%
（国土交通省共済組合本省支部）	12459	7534	60.5%	614	14605	4.20%
防衛省共済組合	330014	211772	64.2%	11427	456874	2.50%
（防衛省共済組合本省支部）	22100	14383	65.1%	953	29947	3.29%
その他（会計検査院、衆議院等）	618530	393708	63.7%	33329	744245	4.48%
国共済全体	2152522	1353064	62.9%	118426	2717382	4.36%

国共済
 全体
 4.36%
 総務省
 6.26%
 厚労省
 本省
 8.39%
 防衛省
 2.50%

2024/2/29
 社会保障
 審議会
 医療保険
 部会資料1

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001217026.pdf>

事業主を通じたマイナ保険証の利用促進

事業主から内定者への
マイナンバー提出の呼びかけに活用するチラシ(例)

国のリーダーシップの下、地方自治体、医療機関・薬局、保険者、事業主等の関係者が一体となってマイナ保険証の利用促進に取り組む一環として、厚生労働省から経済団体に対し、以下の取組を要請。

<事業主による従業員への働きかけ>

- 年代別では現役世代のマイナンバーカード取得率、マイナ保険証利用率がともに低い状況であり、事業主から従業員に対し、**マイナンバーカードの取得とマイナ保険証の利用**を呼びかけていただきたいこと。

<迅速かつ正確なデータ登録>

- 本年4月の新規採用者**について、**3月中(内定段階)にマイナンバーを収集**し、入社日前に資格取得届等の作成を行うなど速やかな届出を行い、4月(入社後)の**保険証交付時にマイナ保険証の利用勧奨**を行うこと。
- 迅速かつ正確なデータ登録のため、転職等による新規資格取得時に、**マイナンバーまたは住民票住所を記載**した資格取得届を、**5日以内に保険者に提出**するようあらためて徹底すること。

特に、**マイナンバー取扱業務を外部委託している場合**であっても5日以内の提出がなされるよう、**早期に委託内容の見直し**を行っていただきたいこと。

2024/2/29
社会保障
審議会
医療保険
部会資料1

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001217026.pdf>

この春入社を控えている
内定者のみなさまへ

入社前にマイナンバーの提出をお願いします

入社後、早期にマイナ保険証が利用可能となります

- ◆ 通常、入社後、健康保険証が発行されるまでには一定の手続き期間が必要です。
- ◆ マイナ保険証は、入社前に事業主へマイナンバーを提出いただくことで、入社後、早期に医療機関で使えるようになります。
- ◆ 前もって利用の手続きを進めるために、マイナンバーの情報が必要となりますので、お早めの提出をお願いします。

マイナ保険証とは

- ◆ マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。
- ◆ 令和6年12月2日から、現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
- ◆ マイナ保険証は、過去のお業情報や健康診断の結果に基づくより良い医療を受けられ、また、これまでの保険証に比べ自己負担も低くなります。医療機関の受診の際は、ぜひ積極的にご利用ください。

提出いただいたマイナンバーの流れ



提出された個人番号は、事業主から健康組合に提出され、オンライン資格確認システムに登録されます。内定段階でマイナンバーを提出することで、登録手続きを前もって進めることができます。(事業主が内定者からマイナンバーを収集することは認められています。)

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

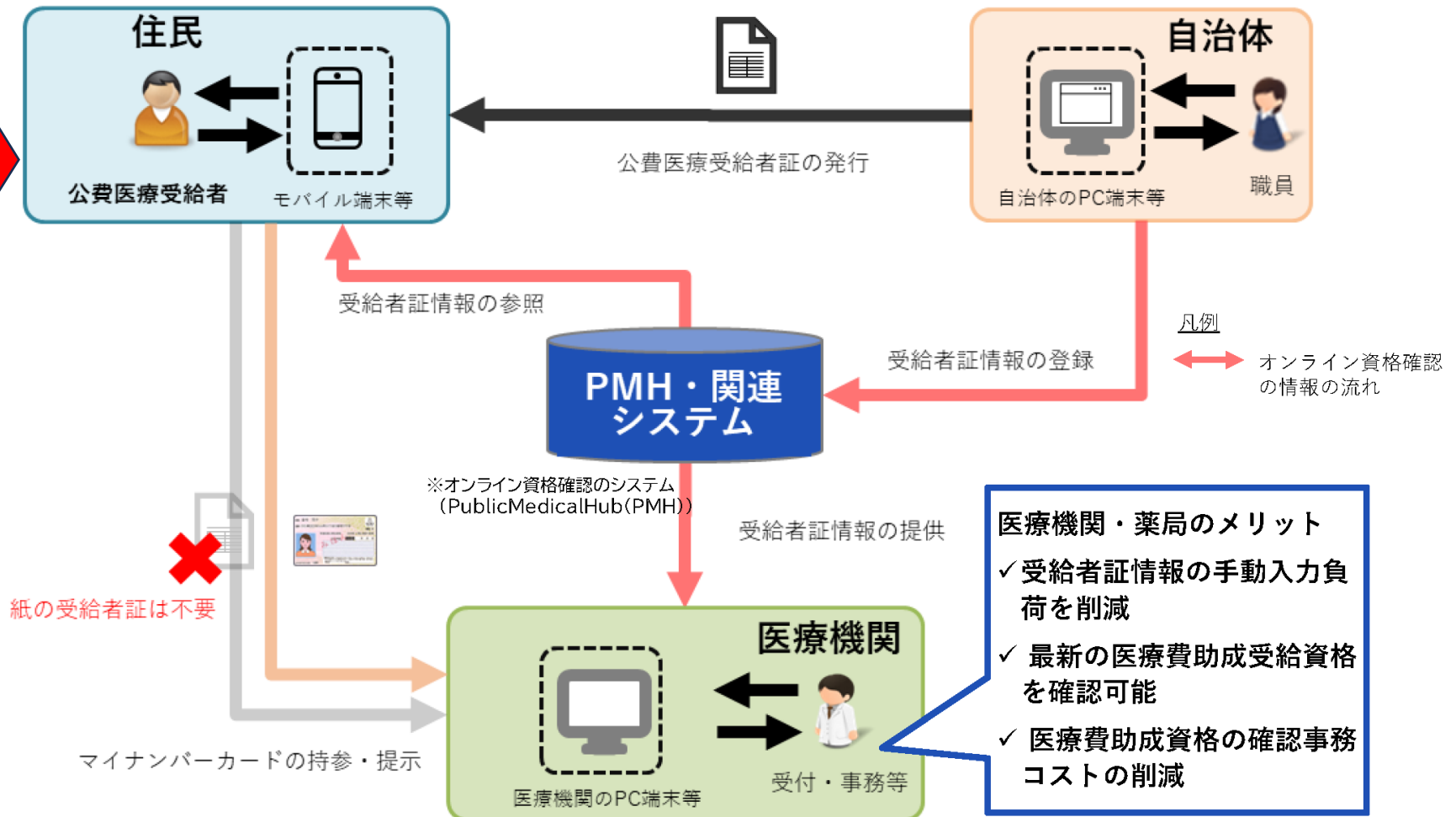


自治体独自の医療費助成をオン資で確認できるように

参考：医療費助成の受給者証のオンライン資格確認の実現方式とメリット

子ども、ひとり親、障害者などの自治体単独の医療費助成は、現在、オンライン資格確認等システムでは確認できず、それぞれの受給者証をあわせて提示する必要

PMH(Public Medical Hub)とは、自治体毎にシステムの異なる医療費助成、母子保健、予防接種等の情報を医療機関と共有するためデジタル庁が開発するシステム



資格確認書の切れ目のない交付について

健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとしている。今後、必要なシステム改修等を実施し、以下のA～Cの方々などについて、申請によらず資格確認書を交付する。

マイナ保険証のひも付け解除者に資格確認書を交付

2024/3/14
社会保障審議会医療保険部会
資料4

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001225025.pdf>

A マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方

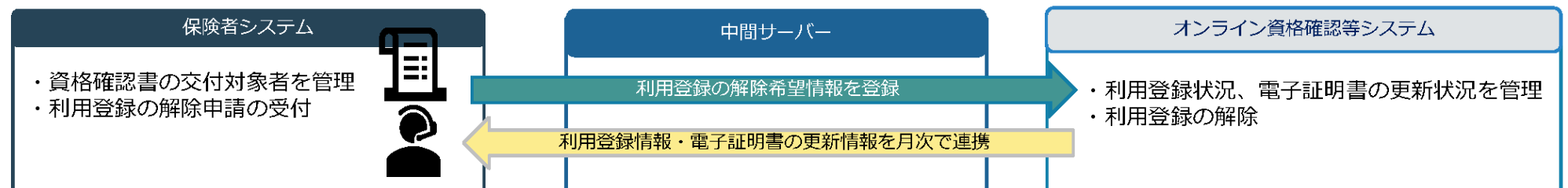
- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）は、オンライン資格確認等システムから対象者情報を月次で保険者へ連携 【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

B マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

- 利用登録の解除申請は保険者が受け付けることとする。【令和6年10月頃～】
- 申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーを通じて対象者情報をオンライン資格確認等システムへ連携。
- 申請から一定期間経過後（中間サーバーにおける申請受付の翌月末を想定）にオンライン資格確認等システムにおいて利用登録を解除。

C 電子証明書の更新を失念した方・マイナンバーカードを返納した方

- オンライン資格確認等システムから対象者情報を月次（返納者情報は日次）で保険者へ連携 【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付
 - ※ 電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から3ヶ月間は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を可能とする予定。
 - ※ カードの返納者に対しては、返納手続の際に資格確認書の申請を併せて案内。



(注) 施行後最大1年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定。

マイナ保険証の利用登録解除 10月から

▼「マイナ保険証の利用登録の解除について」(厚労省令和6年2月9日 保険者宛事務連絡)

https://hodanren.doc-net.or.jp/wp-content/uploads/2019/09/240209_jimurennraku.pdf

「・・・昨年8月8日にとりまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」において、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録は**任意の手続であることを踏まえ**、利用登録の解除を希望する方については、**資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手続を行うことができるよう、システム改修を行う**。」こととされており、その詳細は以下のとおりですので、内容についてご了知いただくとともに、自保険者システムの改修等の必要な対応について遺漏なきようご準備をお願いいたします。」

1. 利用登録解除の手続

利用登録の解除を希望する者は、**加入する医療保険者等に申請**をします。解除申請書は任意様式としますが、参考として、別添をご参照ください。解除申請を受け付けた**各医療保険者等**は、申請者が有効な健康保険証を有していない場合には当該申請者に**資格確認書※1**を交付するとともに、**医療保険者等向け中間サーバーに解除希望者の情報を登録**します。登録された情報は**オンライン資格確認等システムへ連携**され、医療保険者等向け中間サーバーへの**登録の翌月末(予定)**に、**申請者の健康保険証利用登録が解除**されます※2。なお、健康保険証の利用登録が解除された後も、**再度利用登録の手続を行うことは可能**です。

※1 ……マイナ保険証の利用登録が解除された者については、本人の申請によらず、各医療保険者等が資格確認書を交付する運用としており、各医療保険者等におかれては、利用登録の解除申請の受付と同時に、当該者が有効な健康保険証を有していない場合は資格確認書の交付手続を行ってください。

2. 医療保険者等の自保険者システムの改修

・・・各医療保険者等におかれましては、システムベンダーへ改修の依頼を行う等、本年10月末日途の解除申請受付開始に向け、必要な準備をお願いいたします。・・・

3. スケジュール **本年10月頃目途** 利用登録の解除機能のリリース・解除申請受付開始

補足資料

以下は当日配布しておらず、質疑応答などで使用した資料です

マイナ保険証トラブルと健康保険証廃止

健康保険証の廃止について

■令和5年12月12日（火）マイナンバー情報総点検本部（第5回） 総理発言（抜粋）

次に、健康保険証については、総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に、登録済みの全データについて確認を実施しています。本日の武見大臣からの報告では、来年春頃に、不一致データの確認作業を完了する見通しです。

その上で、マイナ保険証への移行に際しては、健康保険証の廃止後も、最大1年間は、現行の保険証が使用可能であるほか、マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず、資格確認書を発行します。このように、デジタルとアナログの併用期間をしっかりと設けて、全ての方に安心して確実に保険診療を受けていただける環境をつくります。さらに、暗証番号の設定が不要な顔認証カードの交付や、特急発行の仕組みの構築など、マイナ保険証の円滑な利用に向けて、マイナンバーカードの改善を進めます。

こうした国民の不安払しょくのための各般の措置の進捗状況を踏まえ、法令に基づき、予定通り、現行の健康保険証の発行を来年秋に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとします。

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤です。医療分野においても、マイナ保険証は、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療、なりすましの防止など、患者・医療現場にとって多くのメリットがあり、さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用にとっても核となる、我が国の医療DXを進める上での基盤です。

まずは一度、国民にマイナ保険証を使っただき、より質の高い医療などメリットを感じていただけるよう、医療機関や保険者とも連携して、利用促進の取組を積極的に行ってまいります。

1. 概要

- マイナンバー情報総点検では、マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて総点検を行った（6月マイナンバー情報総点検本部を設置）。（健康保険証、共済年金、公金受取口座の事務については、先行して点検を行ってきた）
- 紐付け方法の調査結果を踏まえ、332の自治体と労基署1署において、原則11月末までに個別データの点検を行い、紐付け誤りが判明した場合は修正するといった対応を実施し、紐付け誤りを可能な限り解消してきた。
- 全体の点検対象件数：8,208万件。

別途、令和3年10月から令和5年11月30日までの間に7,553件の紐付け誤りを確認

2. 総点検で判明した紐付け誤り

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
健康保険証情報※1	1,571万件	1,142件	0.007%
共済年金情報	507万件	119件	0.002%
公金受取口座情報	5,622万件	1,186件	0.002%
所得・個人住民税情報	7,789件	4件	0.051%
障害支援区分認定情報	2,325件	1件	0.043%
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）	157,763件	152件	0.096%
障害福祉サービス受給者証情報	2,895件	6件	0.207%

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
生活保護情報	62,351件	22件	0.035%
障害者手帳情報	480万件	5,689件	0.119%
小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	4,625件	7件	0.151%
難病患者に対する特定医療費の支給情報	37,820件	66件	0.175%
労働者災害補償給付情報※2	263件	1件	0.380%
その他（12事務）	6,089件	0件	—
合計	8,208万件	8,395件	0.010%

※1 健康保険証については、保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に登録済みデータ全体について、住民基本台帳情報との突合を11月までに実施、完了。現在、保険者等による確認を実施中。
 ※2 点検対象機関である鳴門署以外の労基署についても確認作業を行い、3件の紐付け誤りを確認。

2024/1/16
マイナンバー
情報総点検
本部資料

3. 再発防止対策

紐付け誤りの主な原因	原因に対応した対策
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの提出がなく、2情報で住基ネット照会した際に複数人のマイナンバーが該当した場合の紐付け誤り 申請書にマイナンバーの記載誤り 本人と家族のマイナンバーの取り違い 	<ul style="list-style-type: none"> 各制度の申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令等改正（9月） ①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②提供されたマイナンバーの真正性の確認、③住基ネット照会を行う際には原則基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会を行うことなどを明記した「マイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」の策定（10月） 原則4情報でのマイナンバー照会以外は回答不可とするJ-LISの照会システム改修（12月）

（※）更なる再発防止対策として、以下の取組を実施。

- 本人確認の際にマイナンバーの真正性の確認を行うといった、通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底
- マイナンバーカードからマイナンバーをデジタルな方法で読み取る方法の普及によるマイナンバー登録事務のデジタル化
- 紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関・制度所管省庁・デジタル庁で情報共有し、直ちにデータ修正するためのデジタル庁を司令塔とする組織横断体制の構築（7月）

「不安の払拭」のための措置

2024/1/16マイナンバー情報総点検本部

- ・各制度の申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令等改正(9月)
- ・①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②提供されたマイナンバーの真正性の確認、③住基ネット照会を行う際には原則基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所)で照会を行うことなどを明記した「マイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」の策定(10月)
- ・通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底
申請時に本人等からマイナンバーの提供を受けることが原則であることから、仮に、申請書などにマイナンバーの記載がない場合には、申請者に対し、記載事項の不備として補正を求める。その上でなお、申請者がマイナンバーを記載しない場合、基本4情報にて住基ネット照会を行う。
- ・原則4情報でのマイナンバー照会以外は回答不可とするJ-LISの照会システム改修(12月)
- ・マイナンバーカードからマイナンバーをデジタルな方法で読み取る方法の普及によるマイナンバー登録事務のデジタル化
- ・紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関・制度所管省庁・デジタル庁で情報共有し、直ちにデータ修正するためのデジタル庁を司令塔とする組織横断体制の構築(7月)

- 各制度の申請時においては、必ずしもマイナンバーの記載を求めることが明確になっておらず、申請者からのマイナンバーの提供がない場合に、紐付け実施機関側で申請者のマイナンバーを取得する必要があり、その際に、紐付け誤りが生じることもあった。
- 再発防止対策の一環として、マイナポータルで閲覧可能な情報に係る事務のうち、利用者の申請が必要なもの全てについて、申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正（一部、事務によっては、省令改正ではなく、通知の発出や要領の改正で対応）を行った（9月末までに施行済）。

【改正した省令及び発出した通知の一覧】

【省令】

- 健康保険法施行規則（健康保険制度）
- 船員保険法施行規則（船員保険制度）
- 児童福祉法施行規則（児童福祉法による療育の給付）
- 身体障害者福祉法施行規則（身体障害者手帳）
- 生活保護法施行規則（生活保護制度、中国残留邦人等に対する支援給付の支給）
- 私立学校教職員共済法施行規則等（私立学校教職員共済制度）
- 厚生年金保険法施行規則（厚生年金保険制度）
- 国家公務員共済組合法施行規則等（国家公務員共済組合制度）
- 国民年金法施行規則（国民年金制度）
- 地方公務員等共済組合法施行規程等（地方公務員共済組合制度）
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給）
- 母子保健法施行規則（養育医療の給付）
- 地方公務員災害補償法施行規則（地方公務員災害補償制度）
- 児童手当法施行規則（児童手当・特例給付の支給）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（特定医療費の支給）

【通知】

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の事務におけるマイナンバーの紐付けの際の確認徹底について（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付け）
- 特別支援教育就学奨励費の事務におけるマイナンバーの紐付けの際の確認徹底について（特別支援教育就学奨励費）
- 職業転換給付金制度における訓練手当支給要領（都道府県）の一部改正について（職業転換給付金制度による訓練手当の支給）

（参考） 申請書の改正イメージ

現行	改正後
<p>○○申請書</p> <p>●● 殿</p> <p>申請者 住所又は居所 氏名</p>	<p>○○申請書</p> <p>●● 殿</p> <p>申請者 住所又は居所 氏名 個人番号</p>

マイナ保険証の不安払しょくに向けたその他の取組状況について

1. 登録済データ全体の確認

- 健康保険証については、保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に、**登録済みデータ全体について住民基本台帳との突合による確認**を実施し、**11月までに突合を完了**。
- 住民基本台帳との突合の結果不一致があったデータのうち、先行して保険者等による確認を行った試行実施分（5保険者・加入者約146万人を対象）において検知された誤登録は、**17件（0.001%）** ※ うち、双子が4組8件、家族内取り違いが2組4件
 （※）不一致データに対する誤登録の発生割合は、①生年月日・性別不一致：3.6%、②氏名等不一致：0.025%
- 試行実施分以外の不一致データ（※）について、**不一致の内容に応じて情報の閲覧を停止。現在、保険者等による確認を実施中。来年春を目途に、確認作業を終える予定。**

（※）不一致データ数（これから保険者等による確認が行われる件数）は、①生年月日・性別不一致が2,779件、②氏名等不一致が約139万件。試行実施の結果に基づく誤登録の推計値は、約450件（①2,779件×3.6%+②139万件×0.025%）。

2. 保険資格データ未登録者への対応

- 本年8月時点で資格情報とマイナンバーが紐付けされず未登録となっていた加入者約71万件（協会けんぽ 約36万件、それ以外の被用者保険・国保組合 約35万件）について、保険者より事業主経由で個人番号等の提出を依頼。現在までの対応状況は以下のとおり。
 - ・ 約69万件につき事業主への対応を完了。
 - ・ うち、海外在住（マイナンバー未付番）、資格喪失等により対応不要が約7万件
 登録済みが約33万件（協会けんぽ 約11万件、それ以外の被用者保険・国保組合 約22万件）
 事業主・本人からの提出を得られなかったものが約30万件（被用者保険・国保組合加入者の約0.37%）
 （事業主の協力を得られなかったケースは、年内に保険者から本人に直接、提出を依頼。保険証廃止後まで提出がない場合は資格確認書を送付。）

3. オンライン資格確認と保険証の負担割合等の相違事案への対応

- 9/29に公表した相違事案の事例のパターンについて、各保険者で再点検を実施し、15,879件の相違が判明。前回調査での判明件数（5,695件）と合わせると、加入者の0.018%（21,574件）。これらはいずれも、**最終的に被保険者は正しい負担割合等で負担**。
- 事務処理誤りやシステムの仕様による負担割合等の表示誤りを防ぐため、**10月以降順次、保険者システムの改修を行っており、原則として今年度中に実施**。（例：10月下旬には、後期高齢者医療や国民健康保険の一部システムの改修を実施済）
- **来年夏までに、オンライン資格確認で負担割合等が正しく表示されているか定期的に保険者がチェックする仕組みを導入**。

マイナ保険証の過渡期の対応（デジタルとアナログの併用）

- 医療DXのパスポートとして「マイナ保険証」によるオンライン資格確認が原則へ。
- ① マイナ保険証を保有していない方には、必要な保険診療を受けられるよう **資格確認書** を申請によらず交付
- ② マイナ保険証の保有者には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう **資格情報のお知らせ** を送付
 (※) 併せて、スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルにログインすることでご自身の資格情報を確認いただけることについても、広く周知していく。

マイナ保険証を保有していない場合

- ・マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず資格確認書を交付
 具体的には、現行の健康保険証の有効期限の終了時（※）や転職・転居時に、健康保険証に代えて、資格確認書を交付（※施行後、最大1年間使用可能）

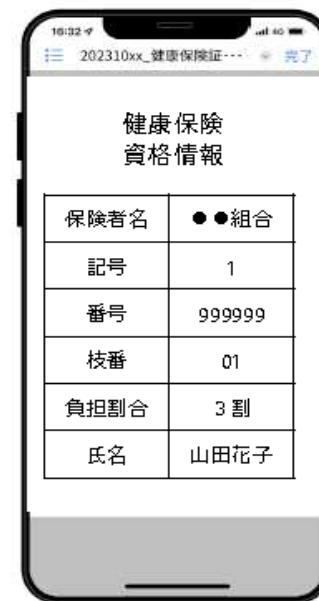
マイナ保険証保有者で、スマホをお持ちの方の場合

- ・スマホ保有者は、スマホ（マイナポータル）でご自身の資格情報を確認可能
 (来年春から資格情報のスマホダウンロードも対応)
- ・来年以降、スマホにマイナ保険証機能を搭載した「スマホ保険証」を導入
- ・停電などマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、スマホの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能

マイナ保険証保有者で、スマホ対応が難しい方の場合

- ・マイナ保険証の保有者にお送りする「資格情報のお知らせ」により、ご自身の被保険者資格を把握可能
 (マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、マイナ保険証とともに提示することで受診いただける)

スマホダウンロード対応の
資格情報表示のイメージ



1. 顔認証マイナンバーカード

認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、**暗証番号の設定が不要なカードの交付を可能とする。**

(顔認証マイナンバーカードイメージ)

- ⇒ ・ご高齢者やそのご家族、福祉施設等のご意見を踏まえ、導入に向けた検討を実施。
市町村の意見を踏まえた制度設計とし、市町村において、事前に情報提供した事務フロー等に基づき、準備を実施。
- ・ **令和5年12月15日導入開始**



2024/1/16
マイナンバー
情報総点検
本部資料

2. 福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル

本年8月に策定した「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」について、「顔認証カード」の導入開始に合わせ、改訂（令和5年12月12日発出）。マニュアルに基づいた取組の普及に努め、**介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付を推進。**

- ⇒ ・ 厚生労働省が実施している個別の福祉施設等に対する出張申請の希望調査の回答について、12月中に、総務省から個別の市町村に提供し、出張申請受付の実施を依頼。

3. 郵便局におけるカード申請受付・交付

住民が最寄りの郵便局でカード申請・交付の手続きをできるよう郵便局窓口を活用した申請受付の実施を推進。自治体が早期にサービスを開始できるよう、標準的な業務フローの周知等、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施。

- ⇒ ・ 現在、3団体がサービス実施予定であるが、サービス実施に関心のあるとしている約200団体を含む関連自治体に対して、日本郵便支社から電話や訪問等によるアプローチを実施中。

4. 特急発行

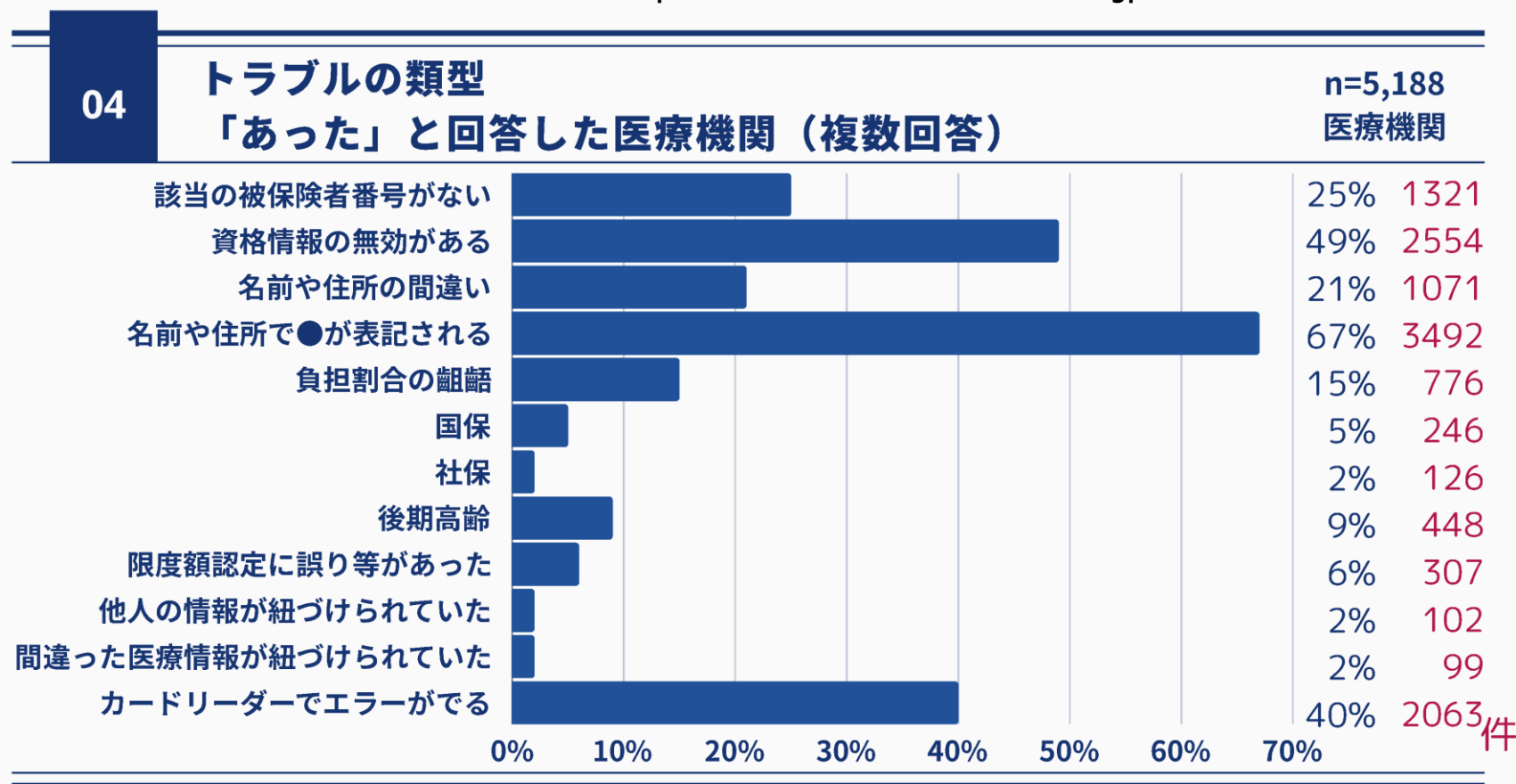
新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築等に取り組む。（※令和6年秋までに体制を構築）

- ⇒ ・ J-LISにおいてシステム改修に着手済み

総点検後も変わらずマイナ保険証トラブルが発生

- ・保団連2023年11月24日～2024年1月10日会員に調査
送付数55,357件(38都道府県) 回答数8,672件(回答率15.7%)
- ・2023年10月1日以降のマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブル
あった=5188 なかった=3042 無回答=442

<https://hodanren.doc-net.or.jp/info/news/2024-02-01/>



【国分寺市議会がマイナトラブル調査】 90%の医療機関が保険証存続、54%がマイナトラブルあり

調査期間は2023年12月28日から2024年1月17日 回答数 50件

Q1.健康保険証の存続について

- ①国民が安心して医療機関を受診できるようになるまでは健康保険証の廃止を延期し、存続すべき45件(90%)
- ②国が予定している通り令和24年秋には健康保険証を廃止してよい 4件(8%)
- ③その他 1件(2%)

Q2.マイナンバー保険証の導入に伴い生じたトラブルについて

- ①トラブルがある 27件(54%)
- ②トラブルはない 23件(46%)

2023年12月8日、国分寺市議会厚生文教委員会において保険医協会が提出した健康保険証の存続を求める陳情(陳情第5-2号)が審議された。

審議の中で市議の一人から「国分寺市内の医療機関の中でどれくらい困っているのか医師会に聞くべきだ」という意見が出され、継続審議になった。

議会事務局が国分寺市医師会に依頼し、同医師会がまとめたアンケートが、1月議会に提出された。1月審議の結果は市議の一人から「近隣自治体の陳情に対する対応について調査してほしい」という意見が出され、また継続審議となった。

<https://hodanren.doc-net.or.jp/wp-content/uploads/2019/09/kokubunjichosa.pdf>

※陳情第5-2号 健康保険証の存続を求める陳情

<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/shigikai/chinjousho/1031327.html>

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

< 従前の方針案と課題 >

< 対応案 >

対象者・
交付方法

- 原則、本人の申請に基づき交付
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



- 当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**
⇒**加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書**を交付
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

有効期間等

- 1年間を上限
 - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）
被用者保険：原則有効期間なし
地域保険：2年の保険者もあり
 - ・被保険者の更新手続き負担大
（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）



- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止
⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）
材質：紙、プラスチック

マイナンバー
情報総点検本部
第2回(2023.8.8)
資料2「政策パッケージについて」

なぜ「選択制」にしないのか＝マイナ保険証受診原則論

▼資格確認書ではなく健康保険証の交付が不要な人が申請する選択制にした方が、余計なコストもかからず、無保険者も生まれず、施設等も困らず、保険者の負担も軽くなるとの指摘に対する、2023年9月28日の厚労省ヒアリングでの説明 (<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=356>)

「過去の医療データを活用するためにマイナ保険証での受診を原則としており、マイナ保険証を使えない事情のある人が保険診療を受けられるようにするため補助的に資格確認書を交付するというのが法改正の趣旨」

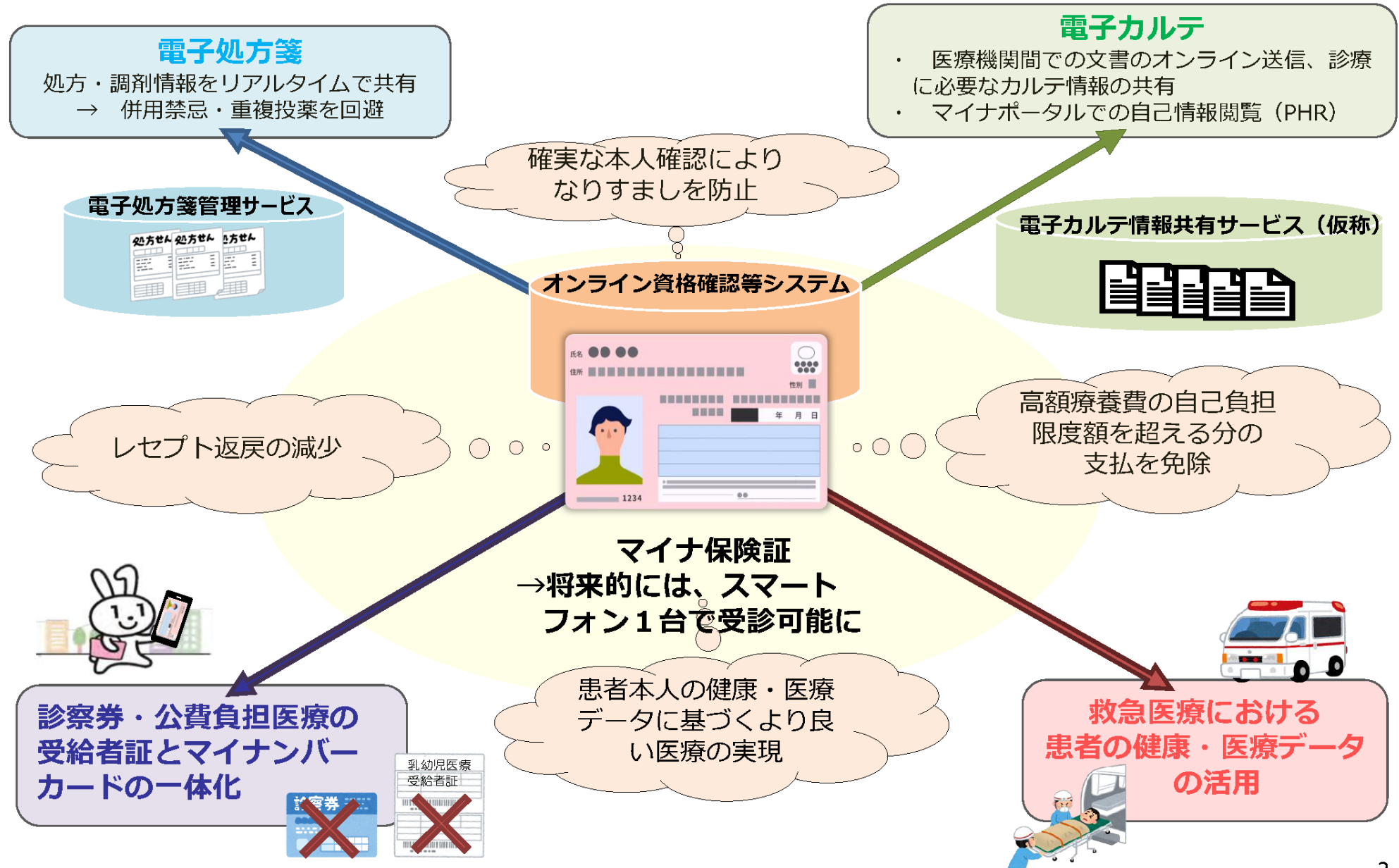
▼「マイナ保険証受診原則論」に対するオンライン資格確認等システム訴訟の原告側の反論(第5回20頁～)
書証は<https://www.hokeni.org/data-docs/2023090100038/>

健康保険法63条3項はオンライン資格確認を原則的な資格確認の方法としているとする国の主張は誤り

・健康保険法63条3項は、「その他」の前にある「電子資格確認」と、「その他」の後にある「厚生労働省令で定める方法」(被保険者証による資格確認等)を並列関係に置いており、オンライン資格確認を原則的な資格確認の方法とは規定していない

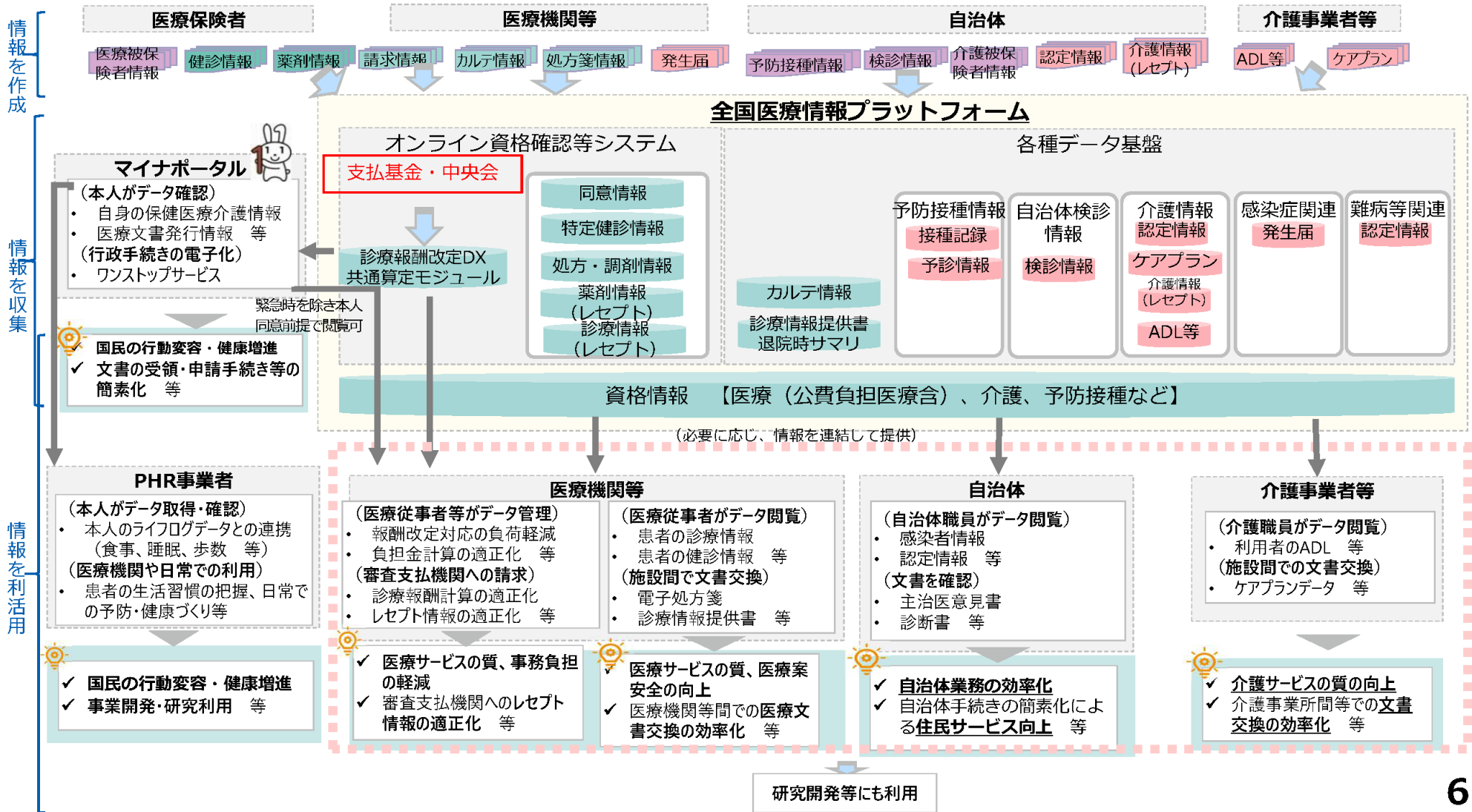
63条3項は「厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるとする。」と規定

・健康保険法63条3項改正の国会審議では、政府参考委員は「健康保険証でも医療機関にかかれるということについては変わりません。」「オンライン資格確認の導入後もこれまでどおり保険証でも受診はできます。」等答弁し、健康保険証でも医療機関にかかれることを再三強調していた。この改正を受けた厚生労働省の規則において、オンライン資格確認以外の方法を無くすことができるとする国の議論は、国会での議論を軽視



「全国医療情報プラットフォーム」(将来像)

- オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報（介護含む）について、クラウド間連携を実現し、自治体や介護事業者等間を含め、必要なときに必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームとする。
- これにより、マイナンバーカードで受診した患者は本人同意の下、これらの情報を医師や薬剤師と共有することができ、より良い医療につながるのと同時に、国民自らの予防・健康づくりを促進できる。さらに、次の感染症危機において必要な情報を迅速かつ確実に取得できる仕組みとしての活用も見込まれる。



厚労省「医療DX令和ビジョン2030」
推進チーム
第1回資料1
(2022/9/22)

日弁連「マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、 現行保険証の発行存続を求める意見書」

2023年11月14日 日本弁護士連合会

https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/231114_2.html

日弁連は、2023年11月14日付けで「マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行存続を求める意見書」を取りまとめ、同月28日付けで総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣、個人情報保護委員会委員長、都道府県知事、政令指定都市市長、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長、全国都道府県議会議長会会長、全国市議会議長会会長及び全国町村議会議長会会長宛てに提出しました。

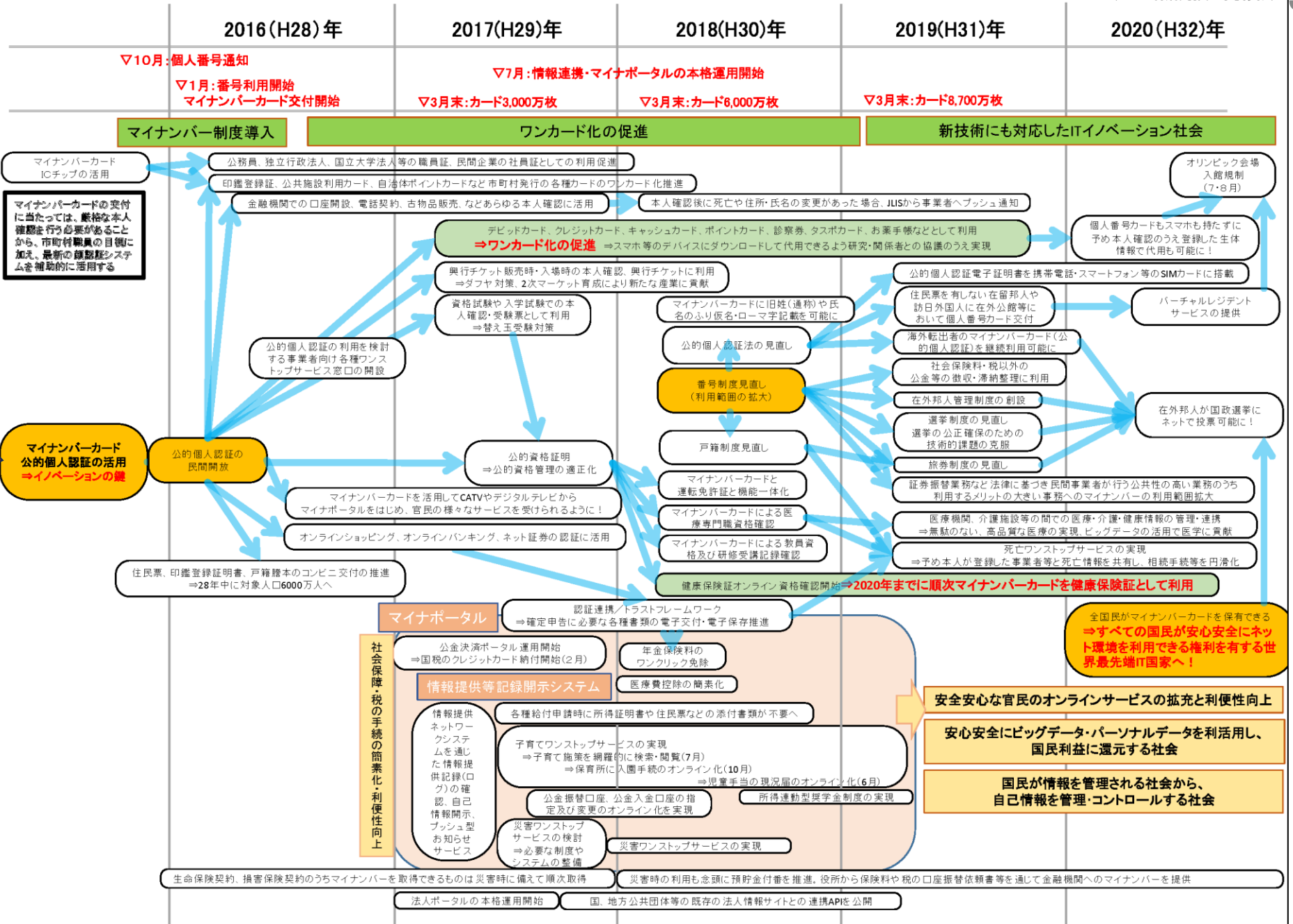
本意見書の趣旨

- 1 政府は、マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行の健康保険証の発行を存続するべきである。
- 2 政府は、マイナンバーカードの利活用については、カードを取得しない自由を保障するとともに、カードの取得を希望する者に対してプライバシーを最大限保障し、さらに、地方自治体等の意向を踏まえて現場に過度の負担をかけないようにするべきである。

意見書全文 https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/231114_2.pdf

マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(Ver.2)案

2016年5月24日
自由民主党 政務調査会 IT戦略特命委員会
マイナンバー利活用推進小委員会



マイナンバーカードの公的個人認証(電子証明書)の活用が利活用推進の鍵

マイナンバーカード 公的個人認証の活用 ⇒イノベーションの鍵

全国民がマイナンバーカードを保有できる ⇒すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端IT国家へ!

安全安心な官民のオンラインサービスの拡充と利便性向上
安心安全にビッグデータ・パーソナルデータを利活用し、国民利益に還元する社会
国民が情報を管理される社会から、自己情報を管理・コントロールする社会